

人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース)対象事業整理票

(別紙3)

	1 計画策定事業の実施	2 各種調査事業の実施	3 事業の成果の分析検討の実施	4 プランリアル・好事例集・モデルキャリア等資料の作成配付	5 各種セミナー・研究会の実施	6 モデル企業等見学会の実施	7 異業種団体等交流会の実施	8 部外セミナー等派遣	9 各種相談会等の実施	10 労働者のモラル向上のための事業	11 団体広報誌の作成配付	12 ポスターの作成配付	13 雇用ガイドブック等の作成配付	14 団体紹介新聞広告の掲載	15 団体紹介ビデオフィルムの作成配付	16 集団説明会等共同活動の実施	17 業界PRのための各種催物等の実施	18 職業相談事業の実施	19 モデル事業説明会の実施	20 フォローアップ調査事業の実施	21 中小企業労働環境向上事業実施状況報告書の作成配付	22 その他管轄労働局長が必要と認める事業	
<b>I 計画策定・調査事業【必須】</b>	●	▲	○								○									●		○	
<b>II 安定的雇用確保事業</b> ＜対象となる改善計画の項目＞ 1 労働時間等の設定の改善 2 男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援 3 職場環境の改善 4 福利厚生の実施 5 募集・採用の改善 6 教育訓練の実施 7 その他の雇用管理の改善				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						○
<b>III 職場定着事業</b> ＜対象となる改善計画の項目＞ 1 労働時間等の設定の改善 2 男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援 3 職場環境の改善 4 福利厚生の実施 5 教育訓練の実施 6 その他の雇用管理の改善				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						●					○
<b>IV モデル事業普及活動事業【必須】</b>			○	○	○	○					○	○								○		○	○

※ I・IVの事業は必須。  
 ※ II・IIIの事業は少なくともいずれかを選択することが必須。  
 ※ 「●」はI又はIIIのそれぞれの事業において実施する際に必須。  
 ※ 「▲」は、事業開始時点(認定申請書提出後)の調査を行うことが必須。  
 ※ 「◎」は都道府県知事の認定を受けた改善計画の項目に応じて実施。ただし、III又はIVのそれぞれの事業において、いずれか一つ以上の事業を実施しなければ中小労働環境向上事業として認められないこと。  
 ※ 「○」は必要に応じて実施。ただし、IVにおいてはいずれか一つ以上の事業を実施しなければ中小労働環境向上事業として認められないこと。